

# 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定の例により公告する。

令和8年1月20日

大和市長 古谷田 力

公 売 貢 産 の 種 類	不動産		
公 売 貢 産 、 公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額	別紙のとおり。		
公 売 の 方 法	期日入札（別紙に記載する売却区分番号ごとに売却する。）		
公 売 日 時	入 札	令和8年2月17日 午後1時30分から午後1時50分まで	
	開 札	令和8年2月17日 午後1時51分	
公 売 の 場 所	大和市役所 第1分庁舎第4会議室及び第5会議室		
売 却 決 定 日 時	令和8年3月 3日 午前9時	売 却 決 定 場 所	大和市役所 本庁舎2階 総務部収納課
代 金 納 付 期 限	令和8年3月 3日 午後3時 (ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の7第1項ただし書その他法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)		
買受人についての資格 そ の 他 の 要 件	なし		
配当を受ける者の権利 の 申し出 に つ い て	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の前日までに債権現在額申立書により、その内容を申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は大和市総務部収納課に用意しております。		
公 売 中 止	やむを得ず本公告による公売の全部又は一部を中止する場合は、本紙及び別紙の該当部分を朱抹し、及び当該部分に「公売中止」と朱書きして掲示場に掲示します。		
そ の 他 の 事 項	1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者又は同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2 売却区分番号内に複数の財産（財産が1つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により、公売を行います。 3 入札者に国税徴収法第108条第1項及び第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。 4 公売保証金の提供及び買受代金の納付は現金（電子交換所に加入している銀行等の振出しに係る小切手を含む。）に限ります。 5 公売保証金受入及び陳述書受付については、大和市役所第1分庁舎第4会議室及び第5会議室において令和8年2月17日午後1時から午後1時30分まで行います。		

## そ の 他 の 事 項

- 6 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。
- 7 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。入札価額を訂正したものは無効として扱います。なお、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 8 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
- 9 最高価申込者となるべき者が2者以上あるときは、開札場所において開札後、直ちに追加入札を実施します。
- 10 追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 11 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。次順位買受申込者の催告は、開札場所において、最高価申込者の決定後、直ちに行います。
- 12 次順位買受申込者制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- 13 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 14 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときです。
- 15 本市は、買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また本市は、公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。土地の境界については、隣接土地所有者との協議を要します。
- 16 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものは、登録免許税の額に相当する印紙又は国庫金領收証書（登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条）を、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに上記売却決定の日時に提出してください。
- 17 適格請求書発行事業者として登録されている所有者の公売財産を買い受けた場合、インボイスの交付が可能です。インボイスの交付を希望する場合は、大和市役所総務部収納課にご連絡ください。なお、当該財産の所有者が適格請求書発行事業者であることを確認した日以降に適格請求書発行事業者の登録の取消し等を行った場合は交付できません。
- 18 本件公売は国税徴収法及び国税徴収法施行規則（昭和37年大蔵省令第31号）により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。詳細は、大和市役所ホームページ又は大和市役所総務部収納課にて確認してください。
- 19 上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。
- 20 公売公告の内容及び公売財産に関わる図面、地図、写真等は、大和市役所総務部収納課に備付けの「不動産公売広報」に記載されています。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。

そ の 他 の 事 項

2 1 入札者がないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。